

特別会計改革の直近の取組状況について

行政改革推進会議 「特別会計改革に関するとりまとめ」 (平成25年6月5日)

- ◆ 「特別会計法（平成19年制定）」に基づく会計の統廃合などの改革や剰余金等の活用、歳出の見直しの取組が着実に進展
- ◆ 個々の特別会計の在り方に至るまで、既に相当程度の議論が積み重ねられていると認められる



◆ 従来からの取組を引き継ぎ、4つの方針に沿って改革を実現すべき

① 国が自ら事業を行う必要性の検証



□ 特別会計(勘定)の廃止・国以外への移管等
【貿易再保険】
【自動車安全(自動車検査登録勘定)】
【森林保険】

⇒ 具体的な改革案は、事業を担う法人の在り方と一体で検討する。

② 区分経理の必要性の検証



□ 特別会計(勘定)の廃止
【社会資本整備事業[→ 空港整備は経過勘定化]】
【食料安定供給(農業経営基盤強化勘定)】
【交付税及び譲与税配付金(交通安全対策特別交付金勘定)】

③ 経理区分の適正化



□ 特別会計(勘定)の統合
【食料安定供給+農業共済再保険+漁船再保険及び漁業共済保険】
【年金(国民年金勘定+福祉年金勘定)】

④ 剰余金等の活用



□ 積立金制度の見直し
【外国為替資金特別会計の剰余金等を政府短期証券償還に充てられるようにする。】
□ 剰余金の算定の適正化
【国債整理基金特別会計の前倒債発行収入金について、翌年度に歳入化】

◆ 制度本来の趣旨(※)に則り、国の財政の一層の効率化・透明化に向けて、会計・勘定数のスリム化を図るべき

※「財政法」第13条2項は、特別会計の設置要件を限定的に規定。「行政改革推進法（平成18年制定）」第18条は、特別会計の存続必要性の検討義務等を規定

- ◆ あわせて、特定の歳入があること等に起因する無駄の排除を引き続き徹底していく
- ◆ 特別会計改革の集大成とし、可能なものから速やかに法改正を行い、平成26年度から順次の実施を目指すべき

特別会計(勘定)の廃止・国以外への移管等

【特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)(抄)⇒「平成25年度予算編成の基本方針」(平成25年1月24日閣議決定)により凍結】

貿易再保険特別会計については、平成27年度末までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険(NEXI)に移管するものとする。独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織の在り方、移管に伴う業務の効率化・スリム化のための方策等について検討し、「日本再生の基本戦略」を踏まえつつ平成25年の通常国会に法案を提出するものとする。

自動車安全特別会計のうち自動車検査登録勘定については、自動車検査・登録業務に係る独立行政法人改革の結果である新法人の設立に合わせて平成27年度末までに廃止し、一般会計に統合するものとする。自動車検査・登録業務は、独立行政法人改革の結果を踏まえ、独立行政法人の業務と一体化するなど、更なる業務の効率化を含めた新法人設立後の制度の在り方について平成24年度中に検討し、平成25年の通常国会に法案を提出するものとする。

森林保険特別会計については、平成26年度中に廃止するものとする。国以外の実施主体への移管についての検討を早急に行い、平成24年度中にその結論を得るものとし、これを踏まえ、所要の制度改革を平成25年度中に行うものとする。

(参 考)

平成 25 年 6 月 5 日
行政改革推進会議

特別会計改革に関するとりまとめ

特別会計については、「行政改革の重要方針」(平成 17 年 12 月 24 日閣議決定)で示された改革方針の下、平成 19 年に制定された「特別会計に関する法律」に基づく会計の統廃合などの改革や剰余金等の活用、歳出の見直しの取組が着実に進展している。

当会議では、これまでの改革の内容を検証し、制度本来の趣旨に即し現下の経済社会情勢に対応した特別会計とするため、

- 1 特別会計で行われる事務・事業について、引き続き国が実施するのではなく、民間や独立行政法人が実施した方が良いものがあるのではないか
- 2 特別会計やその勘定は、できる限り一般会計化すべきか。それとも、受益と負担の関係の明確化の観点から、特別会計・勘定を存置して区分経理すべきか
- 3 特別会計における剰余金について、一般会計への活用が適切に行われているか。また、積立金等について、その規模・水準が適正であるかの 3 つの視点から改めて総括・点検を行った。

その結果、個々の特別会計の在り方に至るまで、相当程度の議論が積み重ねられていると認められるところであり、当会議としては、従来からの取組を引き継ぎ、以下の①～④の方針に沿って改革を実現すべきと考える。

改革に当たっては、制度本来の趣旨、すなわち、「財政法」第 13 条 2 項(特別会計の設置要件を規定)や「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」第 18 条(特別会計の取扱いの原則を規定)の趣旨に則り、国の財政の一層の効率化・透明化に向けて、事務事業の在り方を踏まえた会計・勘定数のスリム化を図るべきである。あわせて、特定の歳入があること等に起因する無駄の排除を引き続き徹底していくこととする。これらをもって、特別会計改革の集大成とすべきである。

制度の見直しは、可能なものから速やかに法改正を行い、平成 26 年度から順次の実施を目指すべきである。

① 国が自ら事業を行う必要性の検証

- ・ 国が自ら事業を実施している特別会計・勘定について、国が実施主体となることが必要不可欠であるものを除き、民間又は独立行政法人等に事業を移管した上で廃止するなど、見直しを行う。
- ・ 具体的な改革案は、事業を担う法人の在り方と一体で検討する。

② 区分経理の必要性の検証

- ・ 一般会計からの一般財源繰入れの比重が大きいなど、区分経理の必要性が乏しくなっている特別会計・勘定は廃止し、一般会計化する。
- ・ いわゆる目的税や特定財源を充てて行う事業について、特別会計で区分経理する必要がある場合でも、税収やそれに準ずる歳入は原則として一般会計経由で繰り入れることとし、不必要な勘定は廃止する。

③ 経理区分の適正化

- ・ 特別会計・勘定における区分経理が必要な場合でも、会計・勘定が細分化され、縦割りのな予算執行や非効率な資産保有といった弊害が生じることがないように、適正な経理区分に見直す。

④ 剰余金等の活用

- ・ 活用可能な財源が無尽蔵に存在するといった誤解を招かないようにするとともに、国全体の資金管理の効率化を図る観点から、積立金等に係る制度について必要な見直しを行う。
- ・ 特別会計・勘定の剰余金等は、引き続き、「特別会計に関する法律」第8条第2項等に基づき、可能な限り一般会計等の財源として活用する。